

公益財団法人 仙台観光国際協会  
スポットワーク活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が、観光需要の急速な回復に伴い顕著となっている仙台市内の宿泊事業者の人手不足を解消し、ひいては仙台市内における宿泊客数の増加に寄与するため、スポットワークサービス利用に係る経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付するスポットワーク活用支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第9条の規定により補助金の交付の決定を受ける者をいう。
- (2) 補助事業 第9条の規定により補助金の交付の決定を受ける事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、仙台市内において同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む者（以下「宿泊事業者」という。）で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法人の市民税及び事業者税に係る仙台市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市の市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団等との関係を有していないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体または事業者等ではないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」及びそれに類する事業を行っていないこと。
- (5) 誓約事項に同意する者であること。

(市税の取り扱い)

第4条 第3条第1号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付を受けることができる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、仙台市内のホテル・旅館においてスポットワークサービス事業者（以下、「スポットワーク事業者」という。）のサービスを利用して雇用する人材（以下、「スポットワーカー」という。）を確保する取り組みとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、令和7月3月31日(月)までに行った補助対象事業に要した、スポットワーク事業者に対して発生する利用料及び手数料とする。ただし、スポットワーカーの勤務地が仙台市内である場合に発生したものに限るものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費について1補助事業者10万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額の算定において、1千円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第1項の規定による交付の申請は、事業実施日の前日までに、スポットワーク活用支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて理事長に提出して行うものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳書(見込み)(別紙1)
- (2) スポットワーク事業者のサービス利用に係る費用の見積書の写し又は手数料計算根拠がわかる資料
- (3) 利用予定であるスポットワークサービスの概要がわかる資料
- (4) 申請者の概要がわかる資料(旅館業営業許可証の写し)
- (5) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請受付の期間は、理事長が別に定める日とする。

(交付の決定等)

第9条 理事長は、申請があったときは、補助金の交付の可否を決定するものとし、スポットワーク活用支援補助金交付決定通知書(様式第2号)またはスポットワーク活用支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定について条件を付することができる。

(補助対象事業の着手等)

第10条 補助対象事業の実施に必要なサービスの登録手続き等については、前条の交付の決定前に行うことを妨げない。

(交付の条件)

第11条 補助対象事業変更・中止等の申請は、スポットワーク活用支援補助金事業変更承認申請書(様式第4号)、またはスポットワーク活用支援補助金事業中止承認申請書(様式第5号)により行うものとする。

2 前項の申請に対する承認は、スポットワーク活用支援補助金事業(変更・中止)承認通知書(様式第6号)により行うものとする。この場合、理事長は交付の決定を取消し、または変更することができる。

3 前項の規定による取消または変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までにスポットワーク活用支援補助金交付申請取下書(様式第7号)により行うものとする。

(補助事業等の遂行等の指示)

第13条 理事長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 理事長は補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

3 前2項の規定により指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 実績報告は、補助事業の成果を記載したスポットワーク活用支援補助金事業実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて、補助事業完了した日(事業に関する支払が完了した日)の翌日から起算し30日以内または令和7年3月31日(金)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 補助対象経費の明細書(別紙2)

(2) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(3) 利用したスポットワーク事業者又は利用したスポットワークサービスの概要が分かる資料

(4) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の助金交付申請書により、補助対象経費が交付申請書に記載した予定額より増額となっても、事業認定決定通知書に記載した交付金額(以下「交付決定金額」という。)は増額しないものとする。

(補助金の額の確定等)

第15条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、通知はスポットワーク活用支援補助金確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第16条 理事長は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、受領日から起算し10日以内に、スポットワーク活用支援補助金交付請求書(様式第10号)を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 理事長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定または一部を取消すものとする。

- (1)虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定または交付を受けたとき。
- (2)補助金の交付の決定またはこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく理事長の指示に違反したとき。
- (3)補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4)補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (5)補助事業を中止したとき。
- (6)補助事業を遂行する見通しがなくなったとき。
- (7)その他理事長が補助金を交付することまたは交付したことが不適当であると認めたとき。

2 前項の取消を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を請求するものとする。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を終える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を請求するものとする。

3 前2項の規定により返還を請求する場合は、書面により通知するものとする。

(立入検査等)

第19条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、または該当職員にその事務所、事業所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 理事長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(報告及び調査)

第21条 理事長は、必要と認めるときは、認定事業の内容、実績、収支その他理事長が必要と認める事項について報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

(個人情報)

第23条 補助事業者より得た個人情報については、協会個人情報保護規定により、交付に必要な場合に限り使用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月17日(月)から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日(月)限りでその効力を失う。